

# 新たな教育旅行プログラム開発・拡充業務委託 公募型プロポーザル仕様書

## 1 業務の名称

新たな教育旅行プログラム開発・拡充業務

## 2 業務の目的

教育旅行については、現地での交流・体験に加え、学生自らが地域課題の発見や解決を探るといった教育的要素の強いものへとニーズが変化してきている。これらに対応した教育旅行プログラム開発・普及を行い、教育旅行の更なる誘致・拡大促進を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

以下、(1)～(3)の内容による教育旅行プログラム開発・拡充に必要な一切の業務を行うこととし、これらは必須とするが、本業務の委託費用の範囲内でこれら以外にもこの項目と同等又はそれ以上の効果を得られると考える項目がある場合は、積極的に提案すること。

なお、プログラム開発期間中においても、随時、プログラムの効果や検証を踏まえ、県と協議した結果、効果的と判断される場合は、臨機応変に代替業務の実施を行うこと。

### (1) 昨年度作成した教育旅行プログラム（別添）の拡充

- ・ 県や現場関係者との協議から改善点などを提示し、教育旅行の行き先として本県が選ばれるプログラムに拡充すること。
- ・ 現場関係者が自走して運営を行えるような体制を整えること。

### (2) 新たな教育旅行プログラムの開発

- ・ 昨年度作成した教育旅行プログラムの地域（高千穂町、西都市、日南市）以外で具体的な学習の狙いを示した教育旅行プログラムを1つ作成すること。

### (3) モニターツアーの実施

- ・ (1) 及び (2) の教育旅行プログラムについて学生等を対象としたモニターツアー等を実施し、参加者の意見を集約して改善を行うこと。
- ・ モニターツアー等で教育旅行プログラムを体験している様子を撮影し、県が今後使用できる素材（画像、動画）として提供すること。

### (4) (1) 及び (2) のプログラムをPRするパンフレットの作成

- ・ 県が旅行会社や学校等に対してPRできるパンフレットを作成すること。  
(印刷枚数2,000部、フルカラー、A4)
- ・ 作成したパンフレットは、本事業受託者側でも積極的にPRすること。

## 4 著作権の取り扱い

### (1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

### (2) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

- ②受託者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、宮崎県と受託者で協議の上処理することとする。

## 5 委託業務に関する経費の管理等

### (1) 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に宮崎県に協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する書類

## 6 事業報告書の提出

- ・仕様 A4サイズ（用紙は、グリーン購入法に適合したもの）

## 7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、宮崎県観光推進課と協議の上、決定すること。
- (2) 本事業で得られた情報等については、宮崎県観光推進課の許可なくして流用してはならない。
- (3) 事業内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。
- (4) 費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案、業務に努めるものとする。
- (5) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (6) 履行期限にかかわらず、事業実施後速やかに事業の概要について報告すること。